

く報道発表資料>

農林部 畜産安全課 加藤

> 直通 048-830-4189 内線 4189

E-mail: a4170@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:危機管理

令和5年2月17日

本県の家きん農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ (県内3例目)に係る移動制限区域の解除について

1月26日(木曜日)に行田市の家きん農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、農林水産省と協議の上、2月17日(金曜日) 0時00分をもって移動制限区域を解除しました。これに伴い消毒ポイントを閉鎖し、この発生に係る全ての防疫対応を終了しました。

1 移動制限区域の解除

- (1)区域内農場
 - 4農場
- (2)解除年月日

令和5年2月17日(金曜日) 0時00分

(3)解除理由

防疫措置完了後21日が経過したため。

※「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家 畜伝染病防疫指針」に基づく規定

2 消毒ポイントの閉鎖

移動制限区域の解除に伴い、下記の消毒ポイントを閉鎖しました。

·行田市総合公園(行田市和田1165)

3 防疫措置の経過

1月26日 8時00分 行田市の家きん農場において高病原性鳥インフル エンザの疑似患畜を確認、防疫措置を開始

1月26日 16時00分 発生農場の防疫措置完了

2月 6日 0時00分 搬出制限区域解除

2月17日 0時00分 移動制限区域解除

【用語説明】

(1) 移動制限区域:発生農場を中心とした半径3km以内の家畜等の移動を禁止する区域

(2) 搬出制限区域:移動制限区域の外側で、発生農場を中心とした半径10km以内の

家畜等の当該区域からの搬出を制限する区域

4 その他

我が国の現状においては、家きんの肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。